

介護認定申請をされた方へ

「主治医意見書」作成のための質問票

医療機関受診の際に、直接主治医へご提出ください。

この質問票は、要介護認定審査の手続きを円滑に進めるために必要なものです。回答は任意ですが、分かる範囲で結構ですので、ご協力をお願いいたします。

1 目的

主治医が「主治医意見書」を作成する際の参考にするものであり、日常生活の様子を把握することが主な目的です。

ただし、医師の判断によっては、この質問票に記載した内容のすべてが「主治医意見書」に反映されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

2 提出先

「主治医意見書」を作成してもらう主治医に直接提出してください。

※世田谷区に提出する書類ではありません。

※医療機関に入院している場合や、主治医が不要と判断する場合は、主治医の指示に従ってください。

3 記入方法

質問票は、ご本人やご家族、身の回りのお世話をしている方など、日常の様子が分かる方が、受診前に記入してください。分からない部分は空欄にして、主治医へ相談してください。

4 その他

記載した内容は、個人情報として医師の守秘義務により守られます。

世 田 谷 区 医 師 会
玉 川 医 師 会
世田谷区 高齢福祉部 介護保険課

【問合せ先】 世田谷区 高齢福祉部 介護保険課 介護認定審査事務係
電話 03-5432-2912

「主治医意見書」作成のための質問票

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人氏名： _____

記入者： _____

続柄： _____

問1 「主治医意見書」作成の主治医以外に受診している医療機関はありますか？

ある ない

↳受診している科（あてはまるものすべてにチェック）

- 内科 精神科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科
 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科
 歯科 その他（ _____ ）

問2 現在の身体の状況について伺います（いずれか近いもの1つにチェック） 意見書3-（1）

- 身体的に特に不自由はない 自立
 多少の不自由さはあるが、交通機関を利用して外出できる J 1
 多少の不自由さはあるが、隣近所なら一人で買い物等外出できる J 2
 屋内の生活はほぼ自立しており、介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活できる A 1
 屋内の生活はほぼ自立しているが、ほとんど外出はなく、日中は寝たり起きたりの生活 A 2
 日中もベッド上の生活が主体で、車いす等に一人で移動できる B 1
 日中もベッド上の生活が主体で、車いす等に一人で移動できず生活に介助が必要 B 2
 一日中ベッド生活であるが、自分で寝返りができる C 1
 一日中ベッド生活であり、自分で寝返りもできない C 2

問3 物忘れや気になる言動について伺います

（いずれか近いもの1つにチェック）

意見書3-（1）

- 日常生活に支障はない 自立
 時々物忘れや気になる言動はあるが、在宅での日常生活は一人でこなせる I
 家の外に出ると、時々道に迷ったり、買い物でお釣りを間違えたりする II a
 薬を飲み忘れてたり、電話・来客の対応ができず、一人で留守番ができない II b
 日中の着替えや食事がうまくできず、トイレを汚したり、火の不始末・徘徊等により介護を必要とする III a
 上記の他、夜間においても徘徊・大声・不潔行為等があり、家族が起こされる III b
 常に目が離せない状態で、常時介護を必要とする IV
 他人や自分の身体を傷つけたり、精神的に異常な行動がみられ、家族の手におえない M

問7 日常生活について伺います (それぞれの項目から1つにチェック)

意見書4

- (1)・屋外歩行 一人ができる 介護が必要 していない
・車いすの使用 使用していない 自分で操作 他人が操作
・歩行補助具・装具の使用 使用していない 屋外で使用 屋内で使用
- (2)・食事のとり方 自分で食べる、何とか自分で食べられる 全面介助
・栄養状態 良い 良くない
- (3) 現在困っていること、また、将来困るであろうこと (あてはまるものすべてにチェック)
- 尿漏れ・オムツ使用 転倒(骨折) 移動能力の低下 床ずれ
 心肺機能の低下 外に出たがらない 意欲の低下 徘徊
 栄養状態の低下 飲食時、噛めない、飲めない 水分の飲む量が少ない
 傷口が膿みやすい がん等による痛み
 その他 ()

※その他、日常生活の上で困っていること、利用したい介護サービスの希望、主治医に伝えておきたいこと等ありましたら、ご自由にお書きください。

※質問は以上です。ご協力ありがとうございました。「主治医意見書」を作成してもらう主治医に直接提出してください。